

カナダ初期憲法史

甲斐素直

目次

「はじめに」

- 一 一七六三年国王宣言 (Royal Proclamation of 1763)
- 二 ケベック法 (Quebec Act of 1774)
 - (一) ケベック法の内容
 - (二) 米国独立戦争
- 三 一七八三年パリ条約 (Treaty of Paris of 1783)
 - (一) 条約に対するカナダ側視点
 - (二) 王党派の流入

四 一七九一年憲法 (Constitutional Act 1791)

(一) 上下カナダの成立

(二) ジェイ条約

(三) 一八一二年の戦争

五 一八四〇年連合法 (The Act of Union 1840)

(一) 大移民時代 (Great Migration of Canada)

(二) 一八三七年の反乱 (Rebellions of 1837)

1 下カナダの反乱

2 上カナダの反乱

(三) ダラム報告 (Durham's Report)

(四) 一八四〇年連合法 (Act of Union)

(五) 責任政府への道

(六) 責任政府の誕生

六 北米英領法 (British North America Act of 1867)

(一) 西部の開拓

(二) 南北戦争と連合カナダ

(三) 一八六七年北米英領法の内容

「おわりに」

「はじめに」

カナダは、現時点においては、オンタリオ州 (Ontario)、ケベック州 (Québec)、ニューブランズウィック州 (New Brunswick)、ノヴァスコシア州 (Nova Scotia)、ブリティッシュ・コロンビア州 (British Columbia)、アルバータ州 (Alberta)、サスカチュワン州 (Saskatchewan)、マニトバ州 (Manitoba)、ニューファンドランド・ラブラドル州 (Newfoundland and Labrador)、プリンスエドワード州 (Prince Edward) の一〇州 (provinces) に、ユーコン (Yukon)、ノースウェスト (Northwest)、ヌナブト (Nunavut) の三準州 (Territory) からなっている。

カナダはこれらの州等によりなる連邦国家であるが、その発展の歴史は、米国が一三州に始まり、西へ発展するに連れて州が増加していった、と言う単純なプロセスであるのに比べると、かなり複雑である。

そもそもカナダという国は、非常に逆説的な表現をとれば、米国が作り出した国と言える。すなわち、米国のために今日カナダとなる北米英領は作られ、米国に対する反発が、カナダを、発展させたのである。その歴史は、当然のことながら、米国の歴史とも複雑に対応している。

今日のカナダ憲法の一部を構成している一連の立法は、米国独立戦争の原因の一つとなったものであり、それが原因で、当時、両国は銃火を交えている。一八一二年の米英戦争で再び銃火を交えている。その後も米国にはカナダ合併論が根強く存在し、南北戦争時には、一部米国民がカナダに対して私戦を仕掛けており、また、大統領選挙の公約にカナダとの戦争が掲げられることもあったなど、両国関係は一貫してかなりの緊張状態にあった。その緊張が、カナダ憲法の発展と密接に結びついているのである。

そして、そのカナダ憲法であるが、カナダは、英国植民地から発展した国であるので、英国同様、基本的には軟性憲法の国である。その結果、建国以前に英国王が発した宣言などが、今日のカナダ憲法の一部と考えられている。他方、隣国である米国の強い影響の下、硬性憲法も有しているという複雑さがある。

以下、そうしたカナダにおける、その初期からカナダ建国までの、硬性憲法の国では憲法には数えられないはずの法規範で形成される憲法史を、本稿では概説したい。

一 一七六三年国王宣言 (Royal Proclamation of 1763)

北米におけるアン女王戦争を終結させた一七一三年ユトレヒト条約 (Treaty of Utrecht)⁽¹⁾ 及び七年戦争 (米国ではフレンチ・インディアン戦争 (French and Indian War) と呼ばれる⁽²⁾) を終結させた一七六三年パリ条約 (Treaty of Paris 1763)⁽³⁾ により、北米大陸の主要部分は英国の支配下に入った。

この時点で、北米英国植民地は大別して三部分から成り立っていた。すなわち、第一はアケイディア (Acadia) である。この地は、ほぼ今日のノヴァスコシアの全域に当たる⁽³⁾。その地が、フランス系入植者によつてアケイディアと名付けられていたのである。第二はケベック (Quebec) である。この地は、フランス植民地であつた時代には、ヌーヴェルフランス (Nouvelle France) と呼ばれていたが、英国植民地になるに際して、名称が変更され、その主要都市名を取つてケベックとなつた。そして、第三は、その後において米国独立戦争の中心となる一三植民地である。

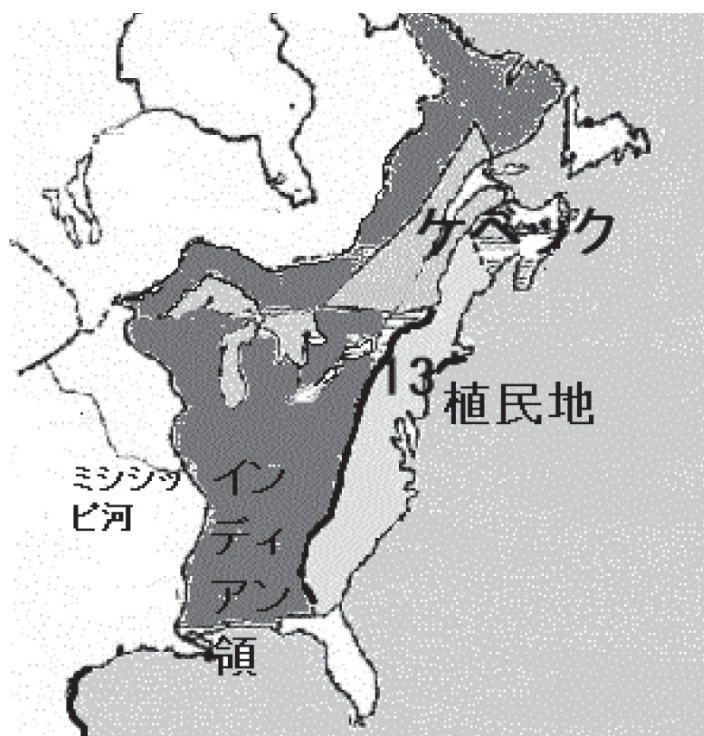
一七六三年パリ条約で獲得したアケイディア及びケベックは、それまでフランスの支配する植民地であり、居住し

ているのはフランス系住民であった。この時、英国にはこれらの土地の代わりに、カリブ海の島、ガドループ (Guadeloupe) とマルティニク (Martinique) をフランスから得るという選択肢も存在した。短期的にはカリブ海の島々が有利なことは明らかであった。そこは豊かに砂糖を算出する植民地であったから、そちらを取っていれば、戦争に要した費用は、そこからの収入で容易に賄えたはずである。それにも関わらず、氷に覆われた北米の地を英国が選択したのは、一三植民地に対するフランスの脅威を除去するためであった。⁽⁴⁾ この判断が、一三植民地をして、英国から独立を選ばせる原因となったことは、歴史の皮肉と言うほかはない。

その結果、この、戦争経費の回収もままならない、異言語を話す住民のいる植民地を経営するという難題を、英国は抱え込んだ。この問題解決のために、二つの植民地に対して英国が取った対策は、それぞれで大きく異なっていた。アケイディアについては、一七五五年、英国はそこに住むフランス系住民の抵抗を抑圧する手段として、フランス系住民の全員、約一万五千人を追放処分にした。⁽⁵⁾ 彼らは、北米各地に散ることになる。⁽⁶⁾ この結果、同植民地は、英国系住民が居住する地域に変わった。

これに対し、ケベックにおいては、英国系住民の絶対数が少ないため、同様の措置を執ると、事実上無人の地域となり、好ましくないと判断された。その当時、英国はオタワ族の指導者ポンティアック (Pontiac) を中心とするインディアン連合軍との戦い (Pontiac's War ⁽⁷⁾ *Pontiac's Rebellion* と呼ばれる。) に直面していたからである。

英国は、インディアン連合軍に勝つことができず、結果として、インディアンとの間で和平条約を締結せざるを得なくなった。その英国側の文書が、ジョージ三世の国王宣言 (Royal Proclamation of 1763) である。⁽⁸⁾ この宣言は、大きく二つの内容を含んでいる。



第一に、アパラチア山脈とミシシッピ河に挟まれた広大な地域をインディアン領 (Indian Territory) とし、その地域への白人の入植を禁じた。既に入植している白人については、英国政府が割譲したり、販売したりした土地を除き、依然としてインディアンの土地であり、したがって、速やかにその土地から入植者を立ち退かせることとした。この英国政府からの割譲又は販売という限定文言により、ケベック植民地と一三植民地が除外されることになる。

これは、インディアンとの条約に基づいて作り出された憲法的な枠組みであり、一九八二年カナダ憲法^⑨二五条^⑩により、再度引用されている。この結果、これは「インディアンのマグナカルタ (Indian Magna Carta)」ないし「インディアンの権利章典 (Indian Bill of Rights)」とも呼ばれることとなり、今日におけるカナダ先住民の権利保護の重要な根拠となっている。

同時に、これは米国独立戦争の大きな原因の一つとなった。なぜならば、一三植民地の白人達の中には、すでにこのインディアン領地に入植している者が少なからずいたからである。



ケベック法によるケベック

彼らから見れば、この宣言は、彼らの既得権を、英国が一方的に剥奪するとして、耐えがたい諸法 (Intolerable Acts) の一つとみなされたのである。⁽¹¹⁾

二 ケベック法 (Quebec Act of 1774)

(二) ケベック法の内容

一七七四年ケベック法は、英国議会が制定し、一七七四年六月二二日に王の同意を受けて成立し、一七七五年五月一日に発効した英国法である。⁽¹²⁾

同法の第一条は、ケベック植民地の領域を大幅に拡大している。簡単に言えば、セントローレンス川から、上述の国王宣言でインディアン領とされたところの大半を、そっくりケベックの領域としたのである。これは、英国系毛皮商人の活動領域を保障することにより、英国系住民の不満を解消することを目指したものとされる。これにより、英国王の約束したインディアン領の不可侵は、そのかなりの部分が立法上は反故にされたことになる。しかし、毛皮商人は、友好裏にイン

ディアンと毛皮取引を行っていたから、この段階では、国王宣言違反は表面化することはなかった。

第二に、植民地は、総督と、一七人から二三人の任命された評議員からなる評議会によって支配されることとされた。選挙で選出された議会はこの法律では考慮されていなかったが、一定の自律権を植民地に認めたものと言える。

そして第三に、フランス系カトリック信者に対し、彼らが英国王に従う限りにおいて、差別政策を撤廃することを宣言している。すなわち、カトリック信仰の自由を認め、刑事事件については英国法の優越を宣言するが、民事紛争に関する限りフランス民法の適用を認めることになる。これは、この後のカナダにおいて、フランス系住民の権利を認める憲章として機能していくことになる。

このケベック法は、第一に紹介した、先の国王宣言を再確認し、ケベックの領土を拡大したことにより、ニューヨーク州など米北部植民地の内陸への発展を決定的に阻害するという点で、耐えがたい諸法の一つに数えられることになる。同時に、特に第三の改革が、ケベックの一三州の行った独立戦争への同調を阻むことになる。

(二) 米国独立戦争

米独立戦争は、一七七五年四月、ボストン郊外のレキシントン (Lexington) の戦いで始まる。しかし、このボストン方面の戦いが膠着状態に陥ったことから、一七七五年九月、モンゴメリ (Richard Montgomery) 将軍率いる米軍は、北方に独立戦争における最初の大規模な攻勢を展開し、ニューヨーク北部のタイコンデロガ砦 (Fort Ticonderoga)、クラウン・ポイント砦 (Fort Crown Point) 及びケベックのシャンブリー砦 (Fort Chambly) の奪取に成功した。モンゴメリはさらに一、七〇〇人の民兵部隊を率いて一月にモントリオール郊外のサン・ジャン砦 (Fort Saint-Jean) を

奪取した。英国軍は、モントリオールを放棄してケベックへ逃げ出し、米軍は一月二八日にモントリオールの奪取に成功した。

しかし、米軍の快進撃はそこで止まることになる。すなわち、二月三一日に、米軍はさらにケベックを襲撃したが、モンゴメリ将軍自身が戦死するという大敗を喫することとなる。ケベックのフランス系住民は、ケベック法を信じ、米軍に協力しようとはしなかったためである。この結果、その後も何度か散発的な戦闘が行われるが、ケベックのフランス系カナダ人の同調を得られなかったために、米軍のカナダ進出は失敗することとなる。⁽¹³⁾

三 一七八三年パリ条約 (Treaty of Paris of 1783)

(一) 条約に対するカナダ側視点

これは、米国と英国との間で締結された、米国の独立を認める条約である。⁽¹⁴⁾ 正式名称を「英国と米合衆国間の平和に関する最終的な条約 (The Definitive Treaty of Peace Between the Kingdom of Great Britain and the United States of America)」という。最終的条約という名称に反して、この条約のほとんどの条項は、その締結当事者の何れからも誠実に遵守されなかった。その誠実な遵守については、改めて後述するジェイ条約が必要となる。何故誠実な遵守が行われなかったかというと、何れの当事国にも受忍しがたい不利益を課する条項があったからである。

この条約に対するカナダ側の見方を、カナディアンエンサイクロペディアを通じて紹介しよう。

「一七八三年九月三日、パリで、英国は、アメリカの独立を認め、五大湖のうち四つの湖（オンタリオ、エリー、ヒューロン、スーペリア）の中心、そしてウッズ湖（Lake of the Woods）¹⁵から、米国人が考えるところのミシシッピ川の水源が位置しているところ以南のミシシッピ川に沿った線を、境界線として定めた。〈中略〉

パリ条約を通じて、英国はまた、一七六三年の国王宣言によって、先住民族に留保していた貴重な土地を米国に与えた。これは、パリ交渉に招かれなかった先住民との数々の条約を無視したことを意味する。多くの先住民がこの裏切りに衝撃を受けることとなる。¹⁶」

こうして、国王宣言によって認められていた領土を、インディアン達は一方的に喪うことになる。もちろん、これは独立戦争以前から危惧されていた点であり、したがって、独立戦争の際には、モホーク（Mohawk）族の酋長ジョセフ・ブランド（Joseph Brant）など多数のインディアン戦士が英国側に立って戦っていた。¹⁷

米国が、パリ条約により割譲された北西部に、北西部条例（Northwest Ordinance）¹⁸に基づいて米国人が進出を開始すると、酋長ブルージャッケツ（Blue Jacket）等率いられたショーニー族（Shawnee）を中心としたインディアン戦争が勃発する。¹⁹

英国では、このパリ条約という形の裏切りによるインディアンの不利益を極小化するために、条約の定めるデトロイト砦などの引き渡しを、可能な限り遅延させることとなる。

（二） 王党派の流入

米独立戦争の結果、大量の王党派（Loyalist）に属する米国人がカナダに亡命してくることになる。すなわち独立

戦争後、八万人から一〇万人が米国から国外に亡命した。その約半数が北米英領を亡命先に選んだ。

「一七八三年に沿海州 (Maritime) には二万人の人口 (Population) があり、ニューファンドランドには約八、〇〇〇人の定住者 (Settler) がいたが、この北米英領に王党派という、英語を話す移民の波が押し寄せた。一般に言われるところに依れば、全部で約四万〜五万人の王党派が、彼らに対する敵意の高まった一七七五年から平和条約後の一七八四年までの間に北米英国領に流入した。当然 (of course)、約二五、〇〇〇人が沿海州に行き、九、五〇〇人がケベックに行った。ノヴァスコシア及びケベックの行政当局は、素朴な行政機構と限られた資金しかなかったのに、突然、新たなとんでもない責務を負担することとなった。すなわち、この人間の洪水に対して、食糧、衣類、道具、種子及び一時的な宿泊施設を供給し、後には、人道的な支援を受けて、恒久的な住居を建てる土地を決め、誰がどこに住むべきかを決めねばならなくなったのである。⁽²⁰⁾」

若干の補足説明をすると、この文章で沿海州と呼ばれているのは、この時点におけるノヴァスコシアのことである。沿海州については人口といい、ニューファンドランドについては定住者と表現を分けているのは、ニューファンドランドは漁業基地として発展した植民地であるため、そこに定住はしていないが、そこを基地として活動する漁民が多数存在するためである。

なぜ、王党派の多数がノヴァスコシアに移住することが「当然」なのかというと、この時点におけるノヴァスコシアは、現在、ニューブランズウィック州と呼ばれている地域と、ノヴァスコシア州と呼ばれている半島地域から成り立っていたが、このうち、ニューブランズウィックは、米国のメイン州と国境を隔てて一つながりの土地であるため、最低限の移動で、そこへの流入が可能であったためである。ノヴァスコシアのそれまでの定住者は、主として現在の

ノヴァスコシア半島部分に居住していたので、ニューブランズウィック部分は、未開の土地で、避難民に割譲しやすかったという要素も大きい。このため、一七八四年には、ノヴァスコシアを分割して、ニューブランズウィックという新しい植民地が、この大量流入に対処するために作られた⁽²¹⁾。なお、この時期に、先に強制的に追放されていたアイディア人が、追放先から帰還して、ノヴァスコシア半島の先端にあるケープ・ブレトン (Cape Breton) 島に住み着くようになったため、同じ一七八四年に、ノヴァスコシアから独立した新植民地として認められた。

亡命者の多くは白人だったが、黒人も三〇〇〇人程度いた⁽²²⁾。米独立戦争の時点で、カナダでは奴隷制が廃止されていたからである。

インディアン⁽²³⁾の亡命者もいた。一七六三年国王宣言によつて、インディアン領と認められていた地域に居住していたホデノショニ連邦 (Haudenosaunee) に属するカユーガ族、モホーク族、オナイダ族、オノンダーガ族、セネカ族、タスカローラ族のインディアン達が約二〇〇〇人、亡命してきたのである⁽²⁴⁾。

こうした多数の人種の流入により、フランス系住民が圧倒的な多数派であった北米英国領の人種構造に劇的な変化が生じ、今日のカナダに通じる多民族国家の礎が築かれたといふことができる⁽²⁵⁾。

上述のとおり、九五〇〇人の王党派が、この時点でケベックとされていた地域に流入したが、そのうち、約二〇〇〇人は、今日のケベック州に相当する地域に移住した。それに対し、残りの約七五〇〇人は、フランス人の多いケベック地域を嫌い、今日のオンタリオ州に相当する地域に移住した。さらにその後、ノヴァスコシアに移住した王党派が、ケベックに再移住したこともあり、王党派の人口はさらに増加する。これにより、オンタリオ地域に最初の実質的な定住者を生じさせることになる⁽²⁶⁾。これが、次項に述べる上カナダ設立の原動力となるのである。



四 一七九一年憲法（Constitutional Act 1791）

（一）上下カナダの成立

米合衆国憲法が制定されたのと同じ一七九一年に、英国議会が制定した憲法（Constitutional Act）は、一七九一年六月に王の裁下を受け、一七九一年十二月二六日に施行された。⁽²⁶⁾ それまでのケベックを二分し、今日のケベック州を含む地域を下カナダ（Lower Canada）⁽²⁷⁾ とし、オンタリオ州南部に相当する地域を上カナダ（Upper Canada）へと分割する法律であった。

この法律が制定されたのは、米国から革命を逃れて亡命してきた王党派の圧力の結果であった。すなわち、前述の通り、王党派のノヴァスコシアへの流入に対し、ニューブランズウィック及びケープ・ブレトンという二つの植民地が一七八四年に新たに設置された。ケベックに來た王党派は、その前例に従って、彼らのために新植民地を作り、ケベック法の適用範囲を制限しようと本国に働きかけたのである。同法は、時の外務大臣グレンヴィル（William Wyndham Grenville）によって起草された。グレンヴィル

に依れば、法案の一般目的は、各植民地の憲法を英国の憲法に「同化する (assimilate)」ことであつた。

同法の下で、両植民地に代議制議会の設置が認められた。その選挙における有権者は、単に「人 (persons)」とされていた。人とは、深刻な犯罪または反逆で有罪を宣告されていない少なくとも二歳以上の「自然人」の市民または臣民を意味した。すなわち、英国王に忠誠を誓った臣民ばかりでなく、その他の市民にも参政権が認められたのである。ただ、有権者は特定の価値の土地ないし財産を所有していなければならないとされた。都市部では、一定額以上の賃料を支払った場合にも参政権が認められた。この額は、かなり低く設定されていたため、かなり幅広く参政権が認められたのである。

さらに、下カナダでは女性が法律によつて特別に除外されていなかったもので、これにより財産を有する女性に対する参政権も認められた。すなわち下カナダでは、女性の財産権及び相続権はパリ慣習法によつて決定された。そして、パリ慣習法では、他のほとんどの英植民地で適用されていたコモンローとは異なり、妻の財産は、夫によつて管理されてはいたものの、夫と妻の間で財産が共有されていた。その結果、夫が死亡した場合、彼の未亡人は共有財産の半分を受け取った。したがつて、下カナダの女性は、英国植民地の他の地域よりも財産権が強かった。そして、この一七九一年憲法は、パリ慣習法を参政権にも適用したため、下カナダの財産を有する女性は投票することが可能であつた。この結果、女性は、下カナダでは一八四九年まで投票できた。一八四九年に女性の参政権を剥奪する法律が制定された。これに対し、上カナダは、コモンローの対象であつたため、一七九一年憲法により、自動的に参政権者から除外された。

この法律は、また、下カナダに、従来からケベックで認められていた莊園領主制度 (seigneurial system) の下におけ

る土地所有権の継続性を保障し、他方、上下カナダに聖職者保護区 (Clergy Reserves) を創設した。

莊園領主制というのは、一六二七年にニューフランスに設立され、一八五四年に正式に廃止された土地流通制度であった。莊園主は彼に忠誠を誓った農民一家に土地を貸与し、農民は貸与された土地を開墾し、莊園主に年貢を納めたのである。⁽²⁸⁾

聖職者保護区は、上下カナダの公有地の七分の一を、「プロテスタント聖職者 (Protestant clergy)」の維持のために確保するというものであった。ここにいうプロテスタント聖職者とは英国教会のみを意味する。⁽²⁹⁾

要するに、王党派難民の居住する上カナダには英国慣習法の適用を認め、フランス系住民の居住する下カナダにはパリ慣習法とニューフランス特有の土地所有制度を保障することで、両者の対立を回避しようとした法律である。

なお、この法律が、現在の国名である「カナダ (Canada)」が、カナダの地域名として、公式に使用された最初である。⁽³⁰⁾

(二) ジェイ条約

一七八三年パリ条約 (Treaty of Paris of 1783) は、前に触れたとおり、米英何れからも誠実な遵守が行われなかった条約であった。

すなわち、英国は、なるほどパリ条約上はオハイオ川流域地域を米国に割譲することを認め、その意味で一七六三年国王宣言を反故にしたが、実際には条約上は米国領であるオスウィーゴ (Oswego)、ナイアガラ (Niagara)、デトロイト (Detroit) などの砦を維持して、英国と組んで米国と戦ったインディアンの支援を行っていた。

また、パリ条約は、米英双方が、正当な契約に基づく債務を債権者に支払う義務を定めていたが、米国人は英国人に対して負っている負債を履行しようとはしなかったのである。

フランスで一七八九年に革命が勃発すると、英国はこれに敵対し、戦争となった。米国は、この英仏戦争に中立の立場をとり、フランスとの貿易を継続しようとした。この米仏間の貿易を、英国は交戦権に基づき取り締まったことから、米英関係が緊張した。後に第三代大統領となるジェファースンなどは、フランスと結んで英国と戦うことを主張したが、初代大統領ワシントンは、英国と妥協する道を選び、特使として、当時連邦最高裁判所長官であったジェイ (John Jay) をイギリスへ派遣し、一七九四年、ジェイ条約 (Jay's Treaty) を締結した。条約は、米国が、

・ミシシッピ川を英国に開放する、

・米独立戦争以前の米国人の負債を英国商人に支払う、

・英国の敵国 (すなわちフランス) の私掠船に対する補給を禁止する、

ことなどを約束した。これに対し、英国側は、五大湖の南の要塞から一七九六年までに軍を撤退させることを約束した。要するに、ジェイ条約の内容は、基本的に何れも一七八三年パリ条約に明記されていたことの確認に過ぎず、新たな内容ではない。

しかし、それにも関わらず、この条約の賛否をめぐって、米国では、指導者の間に激しい対立が生じ、そこから最初の政党が発生した。すなわちこれに賛成する者 (連邦党 = Federalist) と反対する者 (共和党 = Republican) の対立が生まれたのである。⁽³¹⁾

このジェイ条約によって、一時的に英米両国は協調体制に入った。

(三) 一八一二年の戦争

ナポレオン戦争の激化とともに、英海軍は、米国商船によるフランスへの密輸の取り締まりを強化すると同時に、海軍の水夫不足に悩んでいたため、米国商船に乗り組んでいる英国人を強制徴募 (impressment) するようになった。この際、英海軍は、純然たる英国人と、英国に生まれて米国に移住した者を区別しなかったため、米国の反英感情を強めた。

こうした海上の緊張状態は、チェサピーク湾で一八〇七年に爆発した。英国艦隊がフランス船舶監視のため海域を遊弋している間に、何人かの英国人水夫が脱走し、直ちに米海軍に入隊した。米海軍の三八門搭載フリゲート艦チェサピークの艦長は、英海軍の五〇門搭載艦レオパードが、彼の艦を臨検しようとした時には、自艦に英海軍からの脱走者がいることは承知していたにも関わらず、これを拒否した。この結果、レオパードはチェサピークを砲撃し、同艦の乗組員のうち、三人が死亡し、一八人が負傷した。そして英艦は四人の脱走兵を連行したのである。この「チェサピーク事件 (Chesapeake Affair)」により、米国の反英感情はさらに激化した。一八一一年には英国艦ジュリエール (Guerrriere) が米沿岸航路の船舶から米人水兵を強制徴募することで、さらに緊張を激化させた。

同じ一八一一年、ショーニー族 (Shawnee) の酋長テクムゼ (Tecumseh) が、米国に戦いを挑むためのインディアン組織化活動を開始した。米国は、この動きの背後にも英国がいると考えた。

こうして、米国第四代大統領マディソン (James Madison) は、一八一二年六月一八日、英国に対して宣戦を布告した。

米国指導者が北米英領侵略を計画したとき、彼らは上カナダが最も攻撃し易いと判断した。大西洋沿岸地方は英国

の海軍力で保護されており、下カナダは、米国から遠く、その上ケベック要塞によって守られていた。対照的に、上カナダは、人口は主に米国からの移住者で、防衛力も脆弱だったからである。

それには次の様な事情があった。上カナダの初代副総督 (Lieutenant Governor) であったシムコー (John Graves Simcoe) は、一七九二年二月に布告を発し、非常に有利な条件で、国境の南のかつての敵に対して、上カナダへの移民を誘致した。⁽³²⁾ その結果、数千人もの移住者が、米国から、オンタリオ湖を渡って上カナダへとやって来たのである。⁽³³⁾ 彼らは後期王党派 (Late Loyalist) と呼ばれるが、王党派的な思想は持たず、自由な土地と低税金によって北へ誘惑された米国人であるに過ぎなかった。一八一二年の戦争時点では、上カナダの大部分の住民は、この後期王党派となりつつあった。そのため、米国側は、米軍が国境を越えると、彼らはすぐに「英国のヨーク」⁽³⁴⁾ を捨てると予想していたのである。しかし、それは起こらなかった。ほとんどの入植者は米国と関わりたくなかったのである。

この結果、陸上からのカナダに対する侵略は、すべて英軍及びそれと同盟を結ぶインディアン部族によって撃退された。そこで、米海軍は五大湖の一つ、エリー湖の海戦で勝ち、五大湖地方に進出してヨークを攻撃した。また、後に第七代大統領となるジャクソンが指揮して、英軍と同盟するインディアンに対する殲滅戦を行った。しかし、英軍は鋭く反撃して、一時は、米国の首都ワシントンを占領して大統領府を焼き討ちしたため、米国は危機に陥った。その後は一進一退を重ね、戦線は停滞した。

結局、一八一四年二月二四日に、ベルギーのガンで、ガン条約 (Treaty of Ghent) が締結され、戦争は終わった。この条約で米英間の北東部国境が確定し、アメリカのカナダへの野心は潰えた。しかし、その点を除けば、英米加何れにとつても、何も得ることのない、そして大きな傷跡を残した戦争であった。⁽³⁵⁾

五 一八四〇年連合法 (The Act of Union 1840)

(一) 大移民時代 (Great Migration of Canada)

一八一二年の戦争後、英国からの移民が著しく増加した。

イングランドに関して言えば、理由は大きく二つある。第一は、ナポレオン戦争の終結に伴い、膨大な数の兵士や水夫が一斉に解雇されたことである。また、将校は、解雇はされなかったが、俸給を半額しか支給されず、生活に困窮するようになった。第二は、これと時期を同じくして第二次囲い込み⁽³⁶⁾ (second enclosure movement) が実施され、多くの農民が土地を離れたことである。

これらの原因から、イングランドでは一時に膨大な失業者が生まれた。英国政府は、この失業者増からもたらされる社会不安を、北米への移住を奨励することで解消しようとした。その結果、失業者等の少なからぬ部分が米国および北米英領への移住を選択したのである。

スコットランドでもこの時期、大量の難民が発生していた。スコットランドは大きく南部のローランド (Lowland) 地方と、北部のハイランド (Highland) 地方に分けられるが、この時期、イングランドの囲い込みに類似した土地清掃 (Highland Clearances) と呼ばれる事態が特にハイランド地方で発生していた。⁽³⁷⁾

「一七四五年、スチュワート朝の復活のために亡命先のフランスからスコットランドに上陸したボニー・プリンス・チャーリー Bonnie Prince Charlie が率いるジャコバイト Jacobite の蜂起が発生する。一時はイングランド中部のダービー Derby までは攻め上がるが、結局、インバネス近郊のカローデン Culloden の戦い (一七四六年)

で惨敗し、反乱は鎮圧される。そして、この蜂起を支えたハイランダー Highlander と呼ばれるハイランド地方の氏族（クラン Clan）制社会は解体され、キルト、タータン、バグパイプといったハイランドの習俗は禁止、現地の言葉であるゲール語 Gaelic も抑圧されるなど徹底した弾圧を受けることになる。その後、ハイランド地方は『近代化 Modernisation』が推進され、ハイランド・クリアランス Highland Clearance と呼ばれる大規模な住民の追い出しが行われる。住民を立ち退かせた後の土地は牧羊場に転換され、人々はローランド Lowland（グラスゴーやエジンバラなどのあるスコットランド南部）やカナダなどの植民地へ移住するか、これまでより条件の悪い土地や海岸沿いの土地に移り住み、荒れ地を切り拓きながら、様々な仕事に従事しながら生計を支えることになったのである。」

同様にこの大移民時代を北米英領にもたらすに当たり、大きな影響を与えたのが、アイルランド系移民である。⁽³⁸⁾ イングランドでは、ヘンリー八世が、一五三二年以降、イングランド国教会（Church of England）を創始してカトリック信仰と決別し、同時にそれまでアイルランドはローマ教皇からイングランド王に信託された土地であったものを、アイルランドが教皇から独立した王国であると宣言し、みずからアイルランド王となった。以後、アイルランドのカトリック信仰は弾圧されることになる。そして、連合法（The Irish Rebellion of 1798）に基づき、一八〇一年、アイルランド王国はグレートブリテン王国（一七〇七年にイングランド王国とスコットランド王国が連合して成立）へ併合された。このため、カトリック信仰への弾圧は一層強まったのである。

こうした圧力から逃れられる地ということで、米国や北米英領へのアイルランド人の大きな移民ブームが起こるようになる。

残念ながら、この時期のカナダには、正確な移民等計があるわけではないので、正確な移民数は判らない。しかし、一八一五年以降に、英国の港を出港して新大陸へ向かった人数は判る。表1は、英国の港から北米英領に向かった人数を示している。もちろん、航海中に死亡した者もあるし、難破した船もあるし、また、北米英領に着いた者が、そこを通過して米国に向かった可能性もある。しかし、逆に米国の港に着いた者が北米英領に向かった可能性もあるのだ、そうした通過者数は相殺できると仮定すれば、この表の人数は、そのまま北米英領へと旅だった移民数と考えることができよう（この表は、次項に述べる一八三七年の反乱が起こる時までを一つの区切りとして作成した）。

表1 英国港から北米英領への移民数

年	移民数（人）
1815	680
1816	3,370
1817	9,797
1818	45,136
1819	23,534
1820	17,921
1821	12,955
1822	16,013
1823	11,355
1824	8,774
1825	8,741
1826	12,818
1827	12,648
1828	12,084
1829	13,302
1830	30,574
1831	58,067
1832	66,339
1833	28,808
1834	40,060
1835	15,573
1836	34,226
1837	29,884
計	512,659

ちなみに、同じ期間に、英国の港から、米国に船出した移民は三七万人、オーストラリアに船出した移民は四万五千人であり、北米英領への人数を加えると総計九三万人に達する。まさに大移民時代といえよう。⁽³⁹⁾

アイルランド系移民の場合には、上記の英国の港から移民している者に加え、英国を経由せず、祖国アイルランドの港から直接に北米英領に向けて出港した船で移民した者もある。残念ながら、アイルランドからの資料は一八二五年からしかない。そのうち、上記同様、一八三七年までに北米英領に向けて旅だった移民数を紹介すると、表2のとおりである。⁽⁴⁰⁾

表1と表2の数字と合計すると、実に七五万人に達する。

注意しなければならないのは、これは船出した人数であることである。貧しい移民の乗る、非常に劣悪な移民船でのアイルランド系移民の死亡率はかなり高かったと考えられる。それでもここで問題としている時期に北米英領に流れ込んだ移民は七〇万人以上であったことは間違いない。

そのうち、どのくらいが上下カナダ植民地に流入したかは判らない。また、入植しても、ロビンソン・クルーソー顔負けの過酷な開拓地での生活は、高い死亡率をも

表2 アイルランド港から北米英領への移民数

年	移民数（人）
1825	6,841
1826	10,484
1827	9,134
1828	6,695
1829	7,710
1830	19,340
1831	40,977
1832	37,068
1833	17,431
1834	28,586
1835	9,458
1836	19,388
1837	22,463
計	235,575

表3 出身地域別ケベック到着者数

年	アイルランド人	イングランド人	スコットランド人等	合計
1815	25	68	0	93
1816	238	277	735	1,250
1817	2,218	1,164	2,964	6,796
1818	4,599	1,616	2,328	8,543
1819	5,971	2,438	4,400	12,819
1820	5,580	1,002	4,657	11,239
1821	4,041	971	4,579	9,591
1822	8,374	521	1,573	10,468
1823	8,413	1,005	840	10,258
1824	5,168	317	1,030	6,515
合計	39,459	9,379	23,106	77,572

カナダ初期憲法史（甲斐）

たらしただけであるし、その苛酷さに負けて逃げる者もいたはずである。それでも、上下カナダの人口は急激に膨れ上がることになる。上カナダの一八二八年の人口は一八万六千人ほどであった。これが一〇年後の一八三七年には上カナダの人口は三八万二千人と二倍以上にふくれあがっている⁽⁴¹⁾。

下カナダでも同じことが言えて、ケベックへの移民は、一八二九年が一万六千人ほどであったのが、翌三〇年には二万八千人にはね上がっている⁽⁴²⁾。残念ながら、下カナダの人口推移は、同じペースではつかめなかったが、一八二一年に五万三千人だったものが、一八四四年には六万九千七千人に増加している⁽⁴³⁾。

問題は、その膨れあがった人口における民族別の構成である。表1や表2で問題とした期間のうちの限られた期間であるが、ケベックに流入した移民数を把握することができたので、表3として紹介する⁽⁴⁴⁾。

これによると、この期間における到着者数の五割がアイルランド系、三割がスコットランド系、二割がイングランド系となっている。この傾向は、先に述べた理由から、一八二五年以降も続いたと思量

される。

従来、このように上下カナダにおける民族構成の変化に着目したわが国における研究は、管見のかぎりでは存在しない。しかし、以上に示したデータは、上下カナダで、初期において多数派を構成していたフランス系や王党派が、大移民時代のために、急速に少数派に転落していったことを、意味している。この民族別の人口構成の変化こそが、上下カナダそれぞれで、一八三七年に反乱が引き起こされた根本的な原因であると考ええる。

(II) 一八三七年の反乱 (Rebellions of 1837)

一八三七年に、上下カナダで、それぞれ反乱が勃発した。

1 下カナダの反乱

下カナダの反乱は、フランス系住民であるパピノー (Louis-Joseph Papineau) 率いる愛国者党と、さらには穏健派のフランス系住民の一部によって引き起こされた。

フランス本国における大革命は反宗教的な性格を有していた。そのため、フランス系保守派は、英国国王に対する忠誠を強調することにより、教会の権威を保とうとしていた。これに対し、フランス革命や米独立戦争を支配した自由主義や民主主義の影響を受けた者達は、英国に対しても教会に対しても批判的な立場を採るようになった。

一七九一年憲法は上下カナダに、住民の選挙により構成される立法議会 (Legislative Assembly) と、総督の任命による終身議員で構成される立法評議会 (Legislative Council) の二院制を導入していた。内閣に相当するのは行政評議会 (Executive Council) で、その構成員のほとんどは立法評議会議員であった。しかし、行政評議会と内閣の最大の相

違は、行政評議會は、下院である立法議會に何の責任も負っていない点であつた。

フランス系の民主主義者達は、一八二〇年代から愛国者党を組織して、下カナダ立法議會で多数派を占めるようになり、立法議會議長にはパピノーが就いていた。彼らは、行政評議會を総督官邸にちなんで、総督派 (Chateau Clique) と呼び、植民地の財政に関して立法議會の権限を認めるよう主張した。このような民主主義に基づく責任政権の嘆願を含む一連の政治的要求は、すべて英国議會により拒否された。

一八三〇年代に小麦の國際的価格が下落したため、下カナダのフランス系農民は經濟的苦境に立っていた。これに大都市圏の英語系住民 (Anglophone) の増大がもたらす緊張の高まりが相まって、植民地全体で抗議集會が行われる様になり、さらに愛国者党の過激派による武装蜂起のための最終的な呼びかけが行われる様になったのである。

一八三七年一月に最初の一連の武装蜂起が行われたが、訓練された英国正規軍及び英語系住民の志願兵の前には歯が立つはずはなく、撃破された後、英語系住民によるフランス系居住地域への焼き討ちが行われる事となったのである。結局、パピノーその他の指導者たちは米国に逃亡することになる。

米国の助けを借りて、パピノー達は一八三八年一月に二度目の武装蜂起を行うが、あまりに組織が貧弱で、すぐに鎮圧され、その後、再び英語系住民による略奪が行われた。

この二回の武装蜂起によって合計三二五人が死亡したが、そのうち英国兵は二七人だけで、他はすべて反乱者であつた。二回目の蜂起が失敗した後、パピノーはパリに亡命した。⁴⁵⁾

2 上カナダの反乱

上カナダの反乱は、下カナダの反乱時の英語系住民の行動に刺激されて起きたものであるが、小規模なものであつ

た。反乱は、スコットランド出身の新聞出版者であり政治家であつたマッケンジー (William Lyon Mackenzie) によつて率いられた。

この当時の上カナダは、上カナダ初期の英国系移民や米国から亡命してきた王党派が、門閥同盟 (Family Compact) と呼ばれる特権集団を形成し、総督と結びついて、行政評議会の権限強化と英国教会の国教化などを目指していた。

これに対し、大移民時代に流入してきた新住民の一人であるマッケンジーなどの改革派は、イングラント出身者の優遇に反対した。そもそも彼ら新住民の多くは、政治的権利を認められていない者達だったのである。この当時の上カナダ選挙制度では有権者は農村における土地所有者に限定されていたからである。

英国下院では、一八三二年に第一次選挙制度改革の名で知られる選挙法改正 (Representation of the People Act 1832) が成立していた。これにより、腐敗選挙区が廃止されるとともに、新たに都市では一〇ポンド以上の家屋の所有者または借家人、地方では一〇ポンド以上の土地保有者と長期借地人などに参政権者が拡大した。

マッケンジー達改革派は、この例に倣つて、上カナダでも選挙制度改革を目指して、長く、平和的な戦いを展開していたのである。改革派は立法議会でも多数派を構成し、その数の力を背景に、一八三六年に財政問題で総督を追い詰めたが、総督はこれに対して議会を解散して選挙を実施することで、対抗した。選挙の結果、保守派が勝利した。これは、総督による選挙干渉があつたことが大いに寄与しているが、当然、前述の大移民により、有権者に占める保守派支持層が増加したことが、根本的な原因であろう。

このため、議会による改革は不可能と感じたマッケンジー率いる過激派は、一八三七年一二月、下カナダの反乱鎮圧に英国兵が移動して上カナダが手薄になつている機会に反乱を起こし、植民地を共和国と宣言しようとした。トロ

ントのヤング通りにあるモンゴメリ酒場に四日間かけて、約一〇〇〇人の男性、主に米国出身の農民が集まった。一二月五日、貧弱な武器を持った反乱軍が、ヤング通りを南に進軍し、少数の王党派民兵と銃撃戦を交わした。反乱軍の大部分は、銃撃戦が始まると混乱した状態で逃亡した。その後も散発的な戦いはあったが、結局、マッケンジー達は国境を越えて米国に逃亡し、国境越しにゲリラ戦を展開することになる。

上下カナダの何れの反乱においても、米国は、それが北米英領併合のきっかけになるかと考え、反乱側の手助けをしたのである。

(三) ダラム報告 (Durham's Report)

ダラム伯爵 (John George Lambton Durham) は、その生涯の最後の時期に、非常に短い期間、北米英領と関わりを持った。しかし、それにも関わらず、彼はカナダ史に決定的な影響を与えた人物である。

彼は、上下カナダでそれぞれ発生した反乱事件の翌年である一八三八年、反乱が起きたことの責任を問われて罷免された前任者に代わって上下カナダにニューファンドランドを加えた北米英領の総督となった。彼は英国を一八三八年四月二一日に離れ、ケベックに同年五月二七日に到着し、二九日から執務を開始した。彼が英国に旅立ったのは同じ年の十一月一日であるから、彼の在任期間は五ヶ月ほどに過ぎない。十一月三〇日に英国に帰着し、一八三九年一月三一日の日付で報告書を提出している。そして、翌一八四〇年七月二八日に四八歳の若さで死亡するのである。⁴⁶⁾

彼の滞在期間は、このように大変短かったが、ケベックに到着するなり、意見のある者は申し出るように、という布告を発するなど、精力的に現地情報を収集し、さらに鋭く、北米英領問題の本質を捉えていたのである。

普通、反乱というものは、政府と人民が敵対する結果、発生するものである。ところが、下カナダの場合、ダラムの見たところ、反乱の根本的な原因は、フランス系住民と英語系住民の間のいがみ合いであった。また、上カナダの場合も、先に米国から移民した王党派と、遅れて米国から移民した人々、それに大移民時代にイングランド、スコットランドやアイルランドから渡来した人々で構成される新住民の間の対立であった。要するに、上下何れに關しても、元から北米にいた人々と新規に移民した人々の対立という点で共通していた。そして、一八三七年の二つの反乱の要求を、ダラムは、何れも責任政府を求めるといふものであると分析した。

彼の報告書は、基本的には經濟學者ウエイクフィールド (Edward Gibbon Wakefield) の唱えていた植民地統治理論の強い影響を受けたものと言われる。⁽⁴⁷⁾ その結果、ダラム報告の主要な結論は、上下カナダを統合して単一の植民地にし、かつ、そこに責任政府を設置する、というものであった。植民地の對外關係などは本国政府が責任を負えば、植民地の内政に關して責任政府を導入すること自体は、本国が植民地支配をする上で妨げとはならないとして、彼はこれを推奨した。

「ダラムの提案は、單なる行政政府の統合ではない。それは融合であつた。フランス系カナダ人は、吸収され、混和され、絶對的に統一されねばならなかつた。彼は植民地政府に關する原則を定めた。責任政府がその基礎である。彼の現地状況に對する研究は、彼の理論を揺さぶることはなく、彼の理論がうまく機能しないと思われる條件を修正することを、彼は提案した。第一の修正は、全カナダを一般的な政治機構に統合することにより、下カナダから政治機構を奪うことであつた。彼は、下カナダの問題の根は、人種問題である事に、何の疑いも抱いていなかつた。したがつて、そこから第二の修正が導かれる。人種は、英國系が多数派を確保することにより、

統合の中で無力化されなければならない。『起源に基づく致命的な確執は、最も深刻な害悪の原因となっており、多数派に、彼らがこれまでに所有していた以上の何らかの力を与えるような修正は、現時点では、より激化させるであろう。』⁽⁴⁸⁾

上下カナダを統合した場合、上カナダの人口は、妥当な推定では四〇万人であつた。それに対し、下カナダでは、フランス系住民は四五万人であるが、この時点では、すでに英語系住民も一五万人いるので、二つの植民地の統合によつて、英語系五五万人対フランス系四五万人となつてフランス系住民は少数派に転落する。そして、前述の大移民時代によつて、英語系移民はさらに急激に流入してくると予想されるので、その差はさらに開く一方となる。これにより、フランス系住民は、少数派となれば、民族性に関するむなししい望みを捨てるであろうというのが、ダラムのくるみであつた。

(四) 一八四〇年連合法 (Act of Union)

一八四〇年連合法は、その前文で、上下カナダをカナダ植民地 (Province of Canada) ⁽⁴⁹⁾ という名の下に再統合し、一つの植民地とすることを宣言している (以下、連合法により統合されたカナダを「連合カナダ」という)。

同法は、連合カナダに立法評議会 (Legislative Council) と立法議会 (Legislative Assembly) を置くことを予定した。前者が上院に相当し、後者が下院に相当する。ヴィクトリア女王は、この上下両院の「助言と同意を得て、カナダ植民地の治安、福祉及び良き統治 (Peace, Welfare, and good Government) のための立法を行う。但し、それらの法律は本法と矛盾してはならない」(第三条) とされた。すなわち、一八四〇年連合法は、連合カナダにおいて、憲法としての

地位を有することが、但書において宣言されている。

上院に当たる立法評議会は、それまでと同様、総督が任命権を持つ二〇名を越えない者で構成される。任命される者は、満二一歳以上の臣民として生まれた者、英国議会の制定する法律、英国及びアイルランド議会の法律、ないしは上下カナダ議会の法律によって臣民に帰化した者とされた(四条)。評議員の任期は終身とされた(五条)。但し、辞任することは許される(六条)。

下院に当たる立法議会は、従来の上下カナダから同数宛選挙された議員により構成される(一二条)。この時点においては、前述の通り、上カナダ四〇万人に対し下カナダ六〇万人であったから、下カナダの選挙民は上カナダの選挙民に比べて三分の二の選挙権しか与えられないことになる。それぞれ四二議席宛が配分された。

きわめて特徴的なのが、第四一条である。そこでは、連合カナダにおいて、あらゆる公文書は英語で記述されなければならない (shall be in the English Language only) とされたのである。英語を他言語に翻訳することを妨げないが、「翻訳された文書は記録されず、したがって、いかなる場合にも原記録としての効力を有するとはみなされない」のである。これも明らかにフランス語への翻訳を念頭に置いたものであった。

要するに、強引にフランス系住民の発言権を切り下げる目的で制定された法律であった。つまり、上下カナダを統合する点ではダラム報告を受け入れたが、ダラム報告が、一八三七年の二つの反乱の原因とした責任政府の樹立については、全く触れていなかったのである。

なお、同法自体は、地名については全く触れていないが、これ以降、それまでの上カナダは西カナダ (Canada west)、下カナダは東カナダ (Canada east) と呼称されるようになる。一八四九年になって、連合カナダ議会は、解釈

法律を制定し、東西カナダを法的名称とする。

(五) 責任政府への道

一八三九年に下カナダ総督となったシドナム卿トムソン (Charles Poulett Thomson, 1st Baron Sydenham) は、連合法が成立すると、上カナダの統治権も引き継いで、連合カナダ植民地の最初の総督に任じられた。彼は、初代総督として、首都を一八四一年に英語圏のキングストン⁽⁵⁰⁾に移した。この地で連合カナダ植民地の最初の議会は開かれることになる。

彼は、一八三七年の反乱という苦い経験から、立法議会の多数派との協調を図る必要があった。他方で、本国の責任内閣制を否定するという強い態度に従わねばならなかった。そこで、巧妙にその中間を目指す政策を採った。

「彼は、彼は政府部門をグループ分けし、それぞれは行政評議会 (Executive Council) のメンバーが長となるのであるが、その長は、同時に立法会議に議席を有することを求めたのである。以前に生涯を任期として任命された古いメンバーが、選挙されたメンバーに入れ替わるにつれて、行政評議会は、総督のリーダーシップの下に、事実上彼自身を首相とし、閣僚で構成される内閣へと変容していった。これらの大臣は立法議会に連帯責任を負うというよりも、むしろ総督に個人的責任を負い、彼が諮問するべき顧問及び行政部門の長の集団であった。それでも、シドナム卿は、議会が受け入れる大臣を選ぶという慣行を採用することによって、責任政府の原則への第一歩を踏み出した。⁽⁵¹⁾」

このような政策を有効なものとするには、彼にとって好ましい意見を持つ者が議会の多数派を構成する必要がある。

そこで、彼は、一八四一年の議会選挙において、投票結果を操作するなど、露骨な選挙干渉を行って、与党の確保に努めた。

しかし、この政策は、立法議会におけるフランス系指導者であるラフォンテーヌ⁵²とアイルランド系の指導者であるボールドウィン⁵³が手を握って強力な野党となったために、政策実施はきわめて困難なものとなっていた。そうした状況の中で、トムソンは一八四一年にわずか四二歳で、現職のまま落馬事故で死亡した。

その後を継いで、二代目総督となったのは、バゴット (Charles Bagot) である。彼は、前任者と異なり、一方で協調路線を採った。議会で単一会派として最大の勢力を持つフランス系改革派指導者であるラフォンテーヌを行政評議会議員に起用するなど、フランス系住民に対する親和政策を採った。ラフォンテーヌは、ボールドウィン⁵⁴を、同じく閣僚として迎え入れることを条件に、それを受け入れたので、ボールドウィンも同時に行行政評議会議員となった。これにより、バゴットは、総督としての独立した権限を保持し、責任政府の正式承認を回避した。しかし、これにより、今日に至るカナダ政党制度への刺激を行い、それ自体が責任政府への発展を促すものとなった。

他方において、バゴットは、ダラム卿の提案した同化戦略に従い、東カナダ (元の下カナダ) を英語圏にするため、英国からの植民者を大量に東カナダに受け入れるという政策を採ることとした。そのため、バゴットは一八四二年二月に本国の植民省に対し、カナダには非熟練労働者に適した労働が大量にある旨の提案を行った。これに従い、植民省は一八四二年に四万四〇〇〇人を超える人々をカナダに送り出した。しかし、バゴットは結果としてこの人々に職を提供することができず、彼らの多くは職を求めて南下し、ニューヨークに行った。しかし、そこでも職を得ることはできず、九五〇〇人ものイングラント人は、一八四二年～四三年にイングラントに帰国することとなる。この結果、

表4 英国及びアイルランドからの北米英領向けアイルランド人移民数

年	英国発	アイルランド発	計
1838	2,908	1,847	4,755
1839	10,943	6,437	17,380
1840	28,756	20,125	48,881
1841	30,923	22,145	53,068
1842	42,884	31,687	75,571
1843	14,668	11,094	25,762
1844	17,725	16,293	34,018
1845	26,708	21,138	47,846
計	175,515	130,766	307,281

これ以後のイングランドからの移民は少数の農民や商人となり、労働者の移民は絶えることとなった。⁽⁵⁵⁾

これに対し、アイルランドからの移民については全く状況が違った。先に述べたイングランドによるアイルランドに対する厳しい植民地支配は厳しさを増す一方だったので、アイルランドからの移民もまたうなぎ登りになるのである。その状況を整理したのが、表4である。⁽⁵⁶⁾

すなわち、反乱の起きた一八三八年だけは急激に移民数は減ったが、それ以後、以前にも増して移民数が増加し、このわずかな期間で、三〇万人に達しているのである。

こうした流れの中で、一八四五年から、アイルランドでジャガイモ飢饉(Potato Famine)が発生し、暗黒の四七年(Black 47)にいたる。アイルランドの小作農は、英国人地主に対して納める小作料としては主に麦を栽培していたが、自分たちの消費用には、生産性の高いジャガイモの栽培を行っており、一八四五年に始まる飢饉の時期には、ジャガイモが貧農の事実上唯一の食料となっていた。そうした状況下で、一八四五年から一八四九年の四年間にわたって、全欧州でジャガイモの疫病が大発生し、壊滅的な被害を農民は受けた。それにも関わらず、英国人不在地主は、自

分の利益を確保する為、アイルランドからの小麦の搾取を続行したから、他の地域よりもアイルランドでは、深刻な被害が発生することになる。そのため、生き延びる手段として、アイルランド人は、海外への移民の道を選ばざるを得なかったのである。すなわち、ジャガイモ飢饉によりアイルランド人口の少なくとも二〇%が餓死および病死し、一〇%から二〇%が国外へ脱出したと言われる。その結果、最終的には総人口が一八四一年の国勢調査では史上最高の八〇〇万人を記録したというのに、その後わずか数年で、その半分の四〇〇万人にまで落ち込んだといわれる。⁵⁷ 移民の多くは、米国と連合カナダに向かった。この移民の洪水は、受け入れ側にも深刻な影響を与えることになる。

「アイルランドおよびスコットランドでの飢饉の報せはアメリカ、カナダにも届き、アイルランド移民の抑制と伝染病の予防のために、アメリカはいち早く手を打った。一隻あたりの乗客数の上限を制限する法案と、アメリカへの最低運賃を値上げする法案を通過させ、一八四六年五月から施行したのである。この措置にもかかわらず、アメリカでは一八四七年度（一八四六年一〇月～一八四七年九月）のアイルランドからの移民数は前年度の二倍以上の約一〇万五千人にも膨れ上がった。その数は実に、移民全体の約四五%にあたった。

カナダへ流れ込んだのは、最低運賃の値上げによりアメリカへ行くことができなかった貧しいアイルランド人であった。地主が小作人を土地から追い立て、船をチャーターしてカナダへ送った例もある。当時まだイギリス領であったカナダは独立国家アメリカのようにアイルランドやスコットランドからの移民抑止の対策を積極的に講じることができなかった。

一八四七年、ケベックを目指してヨーロッパを旅立った移民は約九八、〇〇〇人（うちアイルランド人は約七八、七〇〇人で、全体の約八割）に上った。ケベックを目指したといっても、全員が無事上陸できたわけではなく、

表5 英国発北米行きのアイルランド人移民数の推移

年	合衆国行き	北米英領行き	計
1846	68,730	40,667	109,397
1847	119,314	104,518	223,832
1848	157,473	24,809	182,282
1849	181,011	33,392	214,403
1850	183,672	26,444	210,116
1851	219,453	31,709	251,162
1852	194,874	23,389	218,263
1853	156,970	22,391	179,361
1854	111,095	22,900	134,004
1855	57,164	6,106	63,270
計	1,449,756	336,325	1,786,090

船上での死亡者は約四、一〇〇人、また、約一三、五〇〇人が上陸後にグローセ島やケベックの病院などで死亡した。^{⑤8}」

筆者の理解は、この引用文とは若干異なる。すなわち、連合カナダの場合には、バゴット総督の移民誘致策が影響して、抑制策を採らなかったと理解するべきであろう。すなわち、バゴットが一八四三年に現職のまま病死したために、後任のメトカーフ(Charles Metcalfe) が着任するまでに、二年もの空白期間があったが、その空白期間にジャガイモ飢饉は発生するのである。そして、後任のメトカーフにも、現地の状況を把握するには相当の期間が必要だったのである。

この時期における、合衆国及び北米英領行きのアイルランド系移民数の推移を表5に示した。^{⑤9}

先に示した引用文とは若干数値が異なる。これは、おそらく先の引用文は到着ベースの数字であるのに対して、表5は出発ベースの数字であると思われる。その差は恐るべき数字であるが、それが航海中や到着後検疫所滞在中に失われた人命ということになる。アイルランド人の移民船は、棺桶船(Coffin ship)と呼ばれた。要す

るに、ジャガイモ飢饉以後一〇年間だけで、約一八〇万人のアイランド人が国を離れ、そのうち三〇万人が北米英領に向かったのである。

こうして、北米英領には大量のアイランド人移民が流れ込むこととなる。また、数値を手に入れることができなかったが、スコットランドでもこの時期に、アイランドほど深刻ではないものの、やはりジャガイモ飢饉が起きているので、同様に相当数の移民が発生したと思われる。こうして、バゴットの思惑に反して、英語を話す住民は、確かに増加しているが、イン格蘭ド人ではなく、アイランド人やスコットランド人などが多数派となることで、多民族化が進み、王党派から過激派までの、多数の派閥に分かれる状況となる。それに対して、フランス系は、一つにまとまっているので、その力は低下していなかった。こうして、東カナダでは、依然としてフランス系住民が強い一方、西カナダでは、アイランド系住民が多数派を占める状況下では、イン格蘭ド系住民が主導権を握ることは不可能であった。

バゴットは重病にかかり、一八四三年にキングストンで死去する。その後を継いだ第三代総督メトカーフ (Charles Theophilus Metcalfe) は、官吏の任命権をめぐつて、行政評議会と衝突した。全ての官吏を任命する権限は、責任ある閣僚の権利に属すると主張する評議会に対して、メトカーフがそれは国王大権に属するとした。このメトカーフに、評議会は総辞職で対抗した。メトカーフは、議會を解散し、総選挙を実施し、改革派の国王に対する不忠誠を非難した。メトカーフは、カナダ西部のボールドウィン等の改革派を押さえつけるのには成功したが、ラフオンテーヌの牙城であるカナダ東部を切り崩すことはできなかった。⁶⁰ 逆に首都をモントリオールに移すなど、融和策を探らざるを得なかった。

(六) 責任政府の誕生

責任政府をめぐる闘争は、突然、植民地側ではなく、本国政府側の事情の変更によりもたらされることとなった。それは、穀物法の廃止や、航海法の廃止に端的に示される、英国の、重商主義から自由貿易主義への転換の、必然の帰結であつた。

先に述べたように、一八四五年に始まつたアイルランドのジャガイモ飢饉に対する拙劣な対応から被害を拡大した反省から、まず国内地主を保護していた従来の穀物法が一八四六年穀物法 (Corn Act 1846) により廃止された。

航海法は、イングランド及び植民地に外国船を入れないこと、イングランド人 (植民地の住民を含む) 乗組員が最低半数を占めること、イングランドの船であること等を要求していたもので、それへの反発も米国独立戦争の原因の一つとなつていた。そうした問題ある規定を、一八四九年の航海法 (Navigation Act 1849) により廃止したのである。

この自由貿易主義の台頭は、植民地における自治の拡大を許容することとなった。北米英領の中で、最初に責任政府に移行したのはノヴァスコシアであつた。

「英国の北米英領に対する自由貿易の政治的影響は、ジョセフ・ハウ (Joseph Howe) が、カナダ植民地ほど過激ではないが、長いこと責任政府を求める運動を率いていたノヴァスコシア植民地で最初に明らかになった。一八四六年十一月、植民相 그레이 は、総督ジョン・ハーヴェイ (John Harvey) に公文を送り、その中で『住民の意思に反していかなる北米英領の植民地においても、統治を行うことは可能ではなく、望ましくもない』と述べた。一八四七年三月の別の公文では、植民地における英国内閣制度の全面的かつ即時的な採用に支障はないと特記している。ハウは、その秋の選挙で、改革派を勝利に導き、一八四八年一月、その時点の政府に対して不信任

動議をたたきつけたので、総督には、彼とその政党を召喚して次の政府を委ねる以外の選択は存在しなかった。こうして、ノヴァスコシアは、北米英領における責任政府という新しい秩序を発足させる端緒となった。⁽⁶¹⁾

この動きは、二ヶ月後には、連合カナダでも明らかになった。第五代総督となった、ダラムの娘婿に当たるエルギン伯爵 (James Bruce, 8th Earl of Elgin) は、本国植民相である 그레이 の了解を取り、議会多数派の指導者であるラフオントーンと、ボールドウィンに組閣を命じたのである。こうして憲法に当たる連合法を改正すること無く、責任内閣制へと移行に成功したのである。この結果、エルギン伯爵は、立法と関わりを持たない最初の総督となった。以後、これがカナダ総督の基本スタンスとなる。

この、ラフオントーンとボールドウィン連立政権の成功が、カナダ植民地に奇妙な制度を定着させることとなる。本来、上下カナダの統合は、ダラム報告に依れば、それによりフランス語系住民を少数派に転落させ、多数派の英語系住民に同化吸収させることだったはずである。しかし、ここまでの流れは、逆にフランス系の結束を固めさせた。その結果、東カナダは、その特殊性を保持し続ける結果となった。つまり、ケベック法 (Quebec Act of 1774) 時代そのままに、独自の言語、法律、宗教及び文化を保持し続けることとなったのである。疑似連邦制 (Quasi-federal system) と呼ばれる。そのため、政府の首班も一人ではなく、二人置かれる必要がある。二重首班制 (Dual premiership) と呼ばれる。連立政権を構成する政党は、フランス語圏及び英語圏のそれぞれで多数派でなければならぬ。二重多数派制 (Double majority) と呼ばれる。

エルギン卿に、今一つの重要な功績がある。それは、彼の自由貿易主義に基づいて、一八五四年に米国との間で相互主義協定 (Reciprocity Treaty of 1854) を締結したことである (米国外務長官のマーシー (William Marcy) との間で締結や

れたので、Elgin-Marcy Treatyという別名でも知られる）。これは、カナダ、ニューブランズウィック、ノヴァスコシア、プリンスエドワード島、ニューファンドランドを含む北米英領の生産物に適用される英国と米国の間の貿易条約であった。⁽⁶²⁾ この協定は、米国にとっては重要ではないが、カナダにとっては重要であった。遠く、本国に送る代わりに近くの米国に有利な条件での輸出が可能になったからである。これにより、カナダ南部のオンタリオで、カナダの米国への輸出は急増し、それに伴い、西カナダの経済が急速な発展を遂げたのである。

この結果、西カナダの人口増加に拍車がかかり、ついには東カナダを上回るようになる。

六 北米英領法 (British North America Act of 1867)

初期カナダにとっての最大の重大事は、今日のカナダ、すなわち連邦立憲君主制国家の建国である。その建国を宣言するのが、この北米英領法である。それを説明するには、ここまで行ってきた連合カナダ植民地に関する説明では不十分で、その他の北米英領植民地についても、若干の説明を要する。

(一) 西部の開拓

カナダが大西洋から太平洋に到る大陸横断的国家であることからいえば、その中でも重要性を有するのは、今日のブリティッシュ・コロンビア州に関する説明であろう。

連合カナダや沿海州諸植民地の内陸にある、ルパートランド (Rupert's Land) と呼ばれる広大な地域は、イングラ



ンド王チャールズ二世から一六七〇年五月に勅許された会社であるハドソン湾会社 (Hudson's Bay Company) が所有していた私有地であった。ルパートランドの名は、チャールズ二世の従兄弟であり、ハドソン湾会社初代総督であったカンバーランド公ルパート (Prince Rupert, 1st Duke of Cumberland) にちなんでいる。ルパートランドは、ハドソン湾及びハドソン湾に注ぐすべての河川の流域を含む三九〇万平方kmの広大な土地で、現在のカナダの三分の一を占める。この領域には、今日では米国に属する地域が含まれており、米国との間で軋轢が生じ始めた。

そこで、米国と英国は、通称一八一八年条約 (The Convention of 1818) を締結した。この、正式には「漁業、境界、奴隷の返還に関する条約 (Convention respecting fisheries, boundary and the restoration of slaves)」という条約は、簡単に言えば北緯四九度線を米国と英国の境界線とすることを約したものである。⁶³⁾ これにより、英国は、北緯四九度線より南にあるレッドリバー植民地 (今日、ミネソタ州等に属する地域) を失い、そのかわり、米国はミズーリ州北端を英国に譲渡した (第二条)。ただし、オレゴン地域 (Oregon Country) 〓 今日、カナダのブリティッシュ・コロンビア州及び米国のワシントン州、オレゴン州及びアイダホ州に相当する地域) については、一〇年間

の共同占有を定めた(第三条)。

モントリオール商人達は、ハドソン湾会社の独占を打破しようとして、北西会社(Northwest Company)を設立し、このオレゴン地域等で激しくハドソン湾会社と争った結果、流血の惨事が発生したりした。しかし、結局、一八二一年にハドソン湾会社に吸収合併された。これにより、ルパートランドは、南は五大湖から、北は北極海に及び、西は北太平洋まで拡張した。

この間に、米国の西進は、一八四〇年代に、ついにロッキー山脈を越えて上記オレゴン地域の南半分に達した。ハドソン湾会社は、オレゴン地域南部への米国人の植民を食い止める事を諦め、コロンビア川(Columbia River)北部に重点を置いた。

これに対し、米国では、一八四四年の大統領選挙で、民主党の新人ポーク(James Polk)は、西への発展が米国の明白な天命(Manifest Destiny)であると叫び、テキサス共和国やカルフォルニアの併合を約束するとともに、「北緯五四度四〇分戦争か(Fifty-Four Forty or Fight)」という過激な選挙スローガンを掲げ、当時ロシア領であったアラスカまでの地域を米国に併合する事を訴えて、ホイッグ党の本命候補であるクレイ(Henry Clay)に勝利し、一八四五年に第一一代大統領に就任した。⁽⁶⁴⁾ 米国は、テキサスの併合から米墨戦争へと移行したことから、英国との戦争を諦めて妥協し、一八四六年にオレゴン条約(Oregon Treaty)を締結する事となった。⁽⁶⁶⁾ オレゴン条約は北米における米国と英国の境界を、すでに英国植民地として確立していたバンクーバー島を除き、北緯四九度線とすることを定めたのである。

一八四九年に、英国政府はバンクーバー島をハドソン湾会社の植民地として認め、島の南端のヴィクトリア

(Victoria) を首府と定めた。その第二代総督に就任したダグラス (James Douglas) は、卓越した手腕を示し、一八五六年には代議制議会の創設に漕ぎ着ける一方、対岸の米本土のフレーザー川で生じたゴールドラッシュに、本来、その地域を管理する権限はなかったにも関わらず、適切な管理を行った。これに應えて英国政府は直ちにブリティッシュ・コロンビア植民地の創設を認めるとともに、彼をその初代総督に任命した。このため、彼は、ブリティッシュ・コロンビアの父 (The Father of British Columbia) と呼ばれる⁶⁷。両植民地は一八六六年に、ブリティッシュ・コロンビア植民地として統合される。

(二) 南北戦争と連合カナダ

一八六一年に米国で南北戦争が勃発する。英国は、建前としてはそれに中立の立場を採った。しかし、実際には南部に好意的な態度をとった。例えば、アラバマ (Alabama) 号に代表される通商破壊艦を何隻も建造し、南部連合に提供した⁶⁸。このため、米国では再び北米英領併合論が主張されるようになる。そこで、英国は、北米にある各植民地に北軍侵攻に備えて軍備を拡充するように求めた。しかし、北米英領の中核とも言える連合カナダでは、英語系住民とフランス系住民の対立がこじれ、市民軍法案は議会で否決され、内閣が総辞職する事態となった。

このため、英本国政府は、植民地防衛のため、全植民地を統合する方針を採用するに至った。これに対し、北米英領の各植民地の対応は迷走する。大西洋岸にあるノヴァスコシア、ニューブランズウィック及びプリンスエドワードの三植民地は、沿岸同盟 (Maritime Union) を設立しようと考え、プリンスエドワード島のシャーロットタウンで一八六四年九月に会議を開いた (Charlottetown Conference)。他方、連合カナダでは主要会派を網羅する大連立政権の

樹立に成功していた。大連立政権の主要閣僚は、シャーロットタウン会議に乗り込み、説得した結果、沿岸植民地も、沿岸同盟の設立を先送りして、連邦結成の可能性を探ることに同意した。

その結果、翌一〇月に、上記四植民地に加え、ニューファンドランドも加えた五植民地の代表により、ケベックで会議が開かれ (Québec Conference) 、一〇日～二七日までの長期の討議の末、連邦結成の大綱となる全七二箇条に達するケベック決議 (Québec Resolutions) がなされた。⁽⁶⁹⁾

その後も、各植民地の利害が対立して、話はスムーズには進まなかった。しかし、米国の存在がそこでも重要な役割を果たした。南北戦争中の一八六六年から、その終了後の一八七一年まで、米国のアイルランド系急進主義者であるフィニアン同盟 (Fenian Brotherhood) は、北米英領の一部を奪取し、これと引き換えにアイルランド独立を英国に要求しようとして、国境を越えて侵略する事件 (Fenian raids) を、合計六回も起こしたのである。このため、北米英領の諸植民地は否応なく、連邦結成の方向に押しやられた。

一八六六年一二月から、ロンドンで、本国政府と、連合カナダ、ノヴァスコシア及びニューブランズウィックの三植民地の間で会議が開かれた (London Conference) 。会議で、ケベック決議を若干修正して決定されたのが、次項に詳しくは紹介する北米英領法 (British North America Act) である。⁽⁷⁰⁾

(三) 一八六七年北米英領法の内容

一八六七年北米英領法は、⁽⁷¹⁾これまでに紹介した諸法と同じく、英国議会の制定した法律である。この法律は、一部の条項は一九八二年カナダ憲法 (Canada Act 1982) によつて廃止ないし修正されたが、今日のカナダ憲法の中核

として、現在に至ってもなお効力を持ち続けている。⁽⁷²⁾

この法律は、前文から始まる。同法の正式名称が「カナダ、ノヴァスコシア、ニューブランズウィックおよびその政府の連合のため、並びにそれに関連する諸目的のための法律 (An Act for the Union of Canada, Nova Scotia, and New Brunswick, and the Government thereof; and for Purposes connected therewith)」と、⁽⁷³⁾と端的に示されている通り、連合カナダに加えて、北米にあったノヴァスコシア及びニューブランズウィックという二つの英国植民地も統合して、一つの植民地とする法律である。

同法は、国家の名称をカナダという名の自治領 (One Dominion under the Name of Canada) と宣言する (三条)⁽⁷³⁾。すなわち、この法律により成立したカナダは、従来の植民地 (Colony) よりも大幅に自治権が強化されたので、この存在を意味する言葉として、新たに自治領 (Dominion) という言葉が作られたのである。⁽⁷⁴⁾ この言葉は、その後、世界各地の英国植民地で、自治権の強化が認められる都度、使用されるようになる。

連邦は四つの州により構成される (五条及び六条)。すなわち、三植民地でカナダは結成されたのであるが、そのうち連合カナダは、再び二つに分かれて、ケベック州及びオンタリオ州となった。

首都はオタワであると宣言されている (二六条)。当時首都の決定を巡ってケベック、モントリオール、キングストン、トロント及びオタワの五都市が激しく競い合って、カナダ側では決定できなかったことから、カナダ人は仲裁者としてヴィクトリア女王の裁断を求め、女王はオタワと決定したのである。英仏両勢力のほぼ境界に位置することが理由であったろうと考えられている。⁽⁷⁵⁾

議会は上下両院制を採用した (一七条以下)。上院は Senate、下院は House of Common という名称とされた。

金銭法案 (Money Bill)、すなわち課税その他の公課金の賦課及び歳出予算 (Appropriation) は下院の先議事項とされている (五三条)。当時の英国における下院の権限に関する認識を反映していて興味深い。また、金銭法案が議会通過後に女王の裁可を経て総督に提出されるとしている (五五条) のも、同様である。

議会の権限に関する規定とは独立して、この法律にも、財政に関する章がある (第八章一〇二条以下)。そこでは統合歳入資金 (Consolidated Revenue Fund)、すなわち歳入の一元化が明確に予定されている。英本国では、小ピット (William Pitt the Younger) により、一七八六年に統合国库資金 (Consolidated Fund) が設けられ、原則として租税収入や国王が放棄した特権からの収入がここに統合され、民生費等がここから支出されるようになっていた。そうした英国の新しい制度がこの時点でカナダに導入されたのである。

英仏両国語を公用語と宣言している (一二三条)。連邦議会だけでは無く、ケベック州議会においても、英仏両国語を使用できると定めているあたり、英語系の最後の意地であろうか。

この法律は、全一四七条に達し、連邦ばかりで無く、各州の権限までも詳細に書かれているが、書かれていない重要な事項がある。それは外交権である。カナダは、外交に関しては、すべて英本国に委ねたのである。カナダが自主外交権を獲得するのは、一九三一年に制定されたウェストミンスター憲章 (Statute of Westminster) まで待たねばならない。

「おわりに」

今日では、一般に一八六七年憲法 (The Constitution Act of 1867) と呼ばれることで明らかとなり、この英国議会の制定した一八六七年北米英領法は、今日のカナダを建国したものであり、その最初の成文憲法である。したがって、本稿を執筆している二〇一七年は、カナダ連邦建国一五〇周年という節目の年に当たることになる。

その後のカナダ憲法の変遷を簡略に紹介すると、北米英領法は、この

- 1 一八六七年北米英領法、にはじまって、
- 2 一八七一年北米英領法、
- 3 一八八六年北米英領法、
- 4 一九〇七年北米英領法、
- 5 一九一五年北米英領法、
- 6 一九一六年北米英領法、
- 7 一九三〇年北米英領法、
- 8 一九四〇年北米英領法、
- 9 一九四三年北米英領法、
- 10 一九四六年北米英領法、
- 11 一九四九年北米英領法、

- 12 一九四九年北米英領法 (No. 2)、
- 13 一九五一年北米英領法、
- 14 一九五二年北米英領法、
- 15 一九六〇年北米英領法、
- 16 一九六四年北米英領法、
- 17 一九六五年北米英領法、
- 18 一九七四年北米英領法、
- 19 一九七五年北米英領法、
- 20 一九七五年北米英領法 (No. 2)、
- と二〇回の改正を重ねた末に、最終的に現在の
- 21 一九八二年カナダ憲法

へと発展していくことになる。これが今日のカナダ憲法の中核を構成している成文法であるが、いずれも英国議会の定めた法律である。

最初の一八六七年法の時点では、上述のとおり、三植民地のみでカナダ連邦は構成されていた。その後、ルパートランド及びマニトバ (Manitoba) が一八七〇年に、ブリティッシュ・コロンビアが一八七一年に、プリンスエドワードが一八七三年に、アルバータ (Alberta) 及びサスカチュワン (Saskatchewan) が一九〇五年に、最後にニューファンドランドが一九四九年に加盟して、今日、我々の知るカナダという国が成立することとなる。このように、逐次各州

が加盟することが可能となったのは、一八七一年北米英領法がカナダに地域の境界を変更し、あるいは新たな地域を編入する権限を、カナダ自治領に与えた結果である。

こうしたカナダ連邦の発展の歴史については、別稿に譲ることとし、本稿はここで筆を置きたい。

(1) ユトレヒト条約は、正式名称を「スペインと英国間の平和と友好ユトレヒト条約 (Peace and Friendship Treaty of Utrecht between Spain and Great Britain)」という。スペインの名が出てくるのは、これがスペイン王位継承戦争の一環であったためである。ジブラルタルの英領化がなされた条約としても有名である。カナダ関係の、その内容については、日本カナダ学会編『新版 資料が語るカナダ』有斐閣二〇〇八年刊二三頁参照。

(2) 一七六三年パリ条約は、正式名称を「英国国王とスペイン国王間における最終的な平和と友好の条約 (The definitive Treaty of Peace and Friendship between his Britannick Majesty, the Most Christian King, and the King of Spain)」と云々。その内容は、次のサイトで読むことができる。

http://avalon.law.yale.edu/18th_century/paris763.asp

カナダに関係する部分については、注1紹介書二六頁参照。なお、このパリ条約によって、フランスはルイジアナについては、スペインに割譲した。

(3) ノヴァスコシアの地名は、一六二一年にスコットランド人のアレキサンダー卿 (William Alexander, Earl of Stirling) がラテン語で「新スコットランド」を意味するこの名の下に、この地方全体の開発の特許を得たことによる。これについては次のサイト参照。これは、カナダ政府の作成している Canadian encyclopedia というサイト中にある。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/william-alexander-earl-of-stirling/>

(4) 英国がケベック等を得た理由が「三植民地を守る事であったという点については、次の書を参照。

W P M Kennedy "The Constitution of Canada: An Introduction to Its Development and Law" Nabu Press (2011/5/25) P. 32°

これは一九二二年に Oxford University Press に依り刊行された本の復刻版である。

(5) アケイディアのフランス系住民の追放については、注1紹介書二二頁収録の次の文書を参照。Enclosure in letter dated April 14, 1756, Lords of Trade to Henry Fox

(6) アケイディア人のうち、三〇〇〇人ほどは、元フランス植民地で、その大追放の際には、当時スペイン領となっていたルイジアナに移住した。アケイディアン (Acadian) が訛って、彼らの子孫は今日ではケイジャン (Cajun) と呼ばれ、独自の文化で知られている。

参照： <http://www.acadian-cajun.com/hisacadl.htm>

(7) カナダでは、今日、日本では、普通インディアンと呼ばれる人々のことを、ファーストネーション (First Nations) と呼ぶ。しかし、正確に言うならば、カナダに住んでいる先住民のうち、イヌイット (Inuit) 日本ではエスキモーと呼ばれる民族の一部である。) もしくはメティ (Métis とは本来フランス語であるが、カナダ先住民とヨーロッパ人間の混血者を意味する。しかし、カナダでは先住民とされている。) 以外の民族のことである。決してインディアンだけを意味するものではない。本稿では、無用の混乱を避けるため、カナダで何と呼んでいるかを問わず、「インディアン」という用語を使用する。

(8) 国王宣言の原文については、次のサイトで読むことができる。

http://www.solon.org/Constitutions/Canada/English/PreConfederation/rp_1763.html

これは、カナダ憲法関連文書を集めたサイトである。

また、それを取り巻く状況については、カナディアンエンサイクロペディア中の次のサイトを参照：

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/royal-proclamation-of-1763/>

(9) 一九八二年憲法 (Constitution Act 1982) は、一九八二年に英国議会が制定した法律で、現行カナダ憲法の一部をなしている。一九三二年に制定されたウェストミンスター憲章 (Statute of Westminster) により、英国植民地は高度の自治権を得ていたが、憲法典の改正等については、依然として英国議会が権限を留保していた。しかし、本憲法の制定に伴い、それらの権限もカナダに委譲され、カナダは独立国家となった。

- (10) 一九八二年憲法第一章は、三四箇条からなる「自由と権利に関するカナダ憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedoms)」で、人権規定となっている。本文に言及した二五条の原文は次のとおりである。

The guarantee in this Charter of certain rights and freedoms shall not be construed as to abrogate or derogate from any aboriginal, treaty or other rights or freedoms that pertain to the aboriginal peoples of Canada including

- (a) any rights or freedoms that have been recognized by the Royal Proclamation of October 7, 1763; and
(b) any rights or freedoms that now exist by way of land claims agreements or may be so acquired.

- (11) 耐えがたい諸法 (Intolerable Acts) とは、米国独立宣言中にある文言である。

- (12) ケベック法の正式名称は、「北米ケベック州政府に対してより効果的な提供を行うための法律 (An Act for making more effective Provision for the Government of the Province of Quebec in North America)」である。ケベック法の原文は、次のサイトで読むことができる。

http://www.solon.org/Constitutions/Canada/English/PreConfederation/qa_1774.html

- (13) カナディアンエンサイクロペディア中の米国独立戦争のサイトによる。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/american-revolution/>

- (14) 一七八三年パリ条約は、略して平和条約 (Peace treaty) と呼ばれることもある。その原文は次のサイトで読むことができる。これはイェール大学の作っているものである。

http://avalon.law.yale.edu/18th_century/paris.asp

- (15) ウッズ湖 (Lake of the Woods) は、カナダのオンタリオ州とマニトバ州、および米国のミネソタ州に跨って存在する湖である。この湖の中央を走る国境線の関係で、ミネソタ州ノースウエスト・アングル (Northwest Angle) という地域及びアングル町 (Angle Township) は、水路あるいはカナダ領を通過しない限り、米国から行くことができない。これは、アラスカという巨大な例外を除けば、米国唯一の飛び地である。

- (16) 本文の引用は、カナディアンエンサイクロペディアのパリ条約に関するサイトからである。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/treaty-of-paris-1783/>

(17) ジョセフ・ブラントについては、カナディアンエンサイクロペディアの次のサイトを参照。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/joseph-brant/>

(18) 北西部条例について、詳しくは、拙著『米国憲法訴訟史』（デザインエッグ社二〇一五年刊）八〇頁以下参照。

(19) ブルージャケットに言及したサイトは多いが、差し当たり次のものを紹介する。

<https://www.warpaths2peacepipes.com/famous-native-americans/blue-jacket.htm>

(20) 括弧内は、次の書からの引用である。

Valerie Knowles“Strangers at Our Gates: Canadian Immigration and Immigration Policy, 1540-2015”Dundurn Pr Ltd; 4 Edition (2016/3/29) 三二六頁

(21) 沿海州への移住について、詳しくはノールズ注20引用書四〇頁参照。ニューブランズウィック植民地の創設について、詳しくは同じくノールズ注20引用書四三頁参照。

(22) 黒人の移住について、詳しくはノールズ注20引用書四二頁による。ただし、カナディアンエンサイクロペディアでは六〇〇〇人としており、正確な数字は不明である。

(23) ホデノシヨニ連邦については、カナディアンエンサイクロペディアの次のサイトを参照。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/iroquois/>

(24) 本節の記述は、多数の資料に準拠しているが、中心になったのはカナディアンエンサイクロペディアの次のサイトである。
<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/loyalists/>

(25) 今日のオンタリオ州地域への入植について、詳しくはノールズ注20引用書三九頁参照。

(26) 一七九一年憲法は、その正式名称を「陛下の在位一四年に成立した法律の一部を廃止する法律並びに北米ケベック地方政府のためにより効果的な提供を行い、さらに当該地方政府のためのさらなる提供を行う法律 (An Act to repeal certain Parts of an Act, passed in the fourteenth Year of his Majesty's Reign, intituled, An Act for making more effectual Provision for the

Government of the Province of Quebec, in North America; and to make further Provision for the Government of the said Province)」とこう。その原文は、次のサイトで読むことができる。

http://www.solon.org/Constitutions/Canada/English/PreConfederation/ca_1791.html

(27) 下カナダは、セントローレンス川下流域及びセントローレンス湾岸の地域であった。大まかに言えば、現在のケベック州南部とニューファンドランド・ラブラドール州のラブラドル地方を合わせたものだ。下という呼称は、緯度ではなく海抜からきている。すなわち、セントローレンス川を基準にして上流に位置するのが上カナダであり、下流に位置するのが下カナダである。

(28) 荘園領主制…ニューフランスでは、人口の八〇%がこの制度によって支配されている農村部に住んでいた。荘園領主制は、荘園主に、農民が個人的な依存関係を持つ封建制に基づいていた。荘園主の多くは、フランスから来た貴族または聖職者で、広大な領土または荘園を有する者にのみ荘園主の称号が与えられた。この制度の下における土地相続の規則はパリ慣習法によるもので、両親の所有地はすべての子供たちに等しく分割されるようになっていた。なお、パリ慣習法は、現在のケベック州民法典のもととなっている。(木村和男編『世界各国史23 カナダ』山川出版社一九九九年刊六一頁、八三頁等参照)

(29) 聖職者保護区については、カナディアンエンサイクロペディアの次のサイトを参照。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/clergy-reserves/>

(30) カナダという国名の由来について、カナダ政府は次の様に説明している。

「一五三五年、二人の原住民の若者が、フランスの探検家カルチエ (Jacques Cartier) に『カナタ (kanata)』への道を教えた。その時、ふたりはスタダコナ (Stadacona) の村、すなわち今日のケベックシティのことを言っていた。『カナタ』は、ヒューロン・イロクオイ (Huron-Iroquois) 族のことではなく、単に『村 (village)』や『村落 (settlement)』のことをさすものであった。しかし、別の言い方がなかったために、カルチエは、スタダコナ村だけではなく、その地に居住する酋長ドンナコナ (Donnacona) の支配する土地全体を『カナダ (Canada)』と呼んだ。

この名称は、やがてさらに大きな地域を差すようになった。一五四七年の地図では、セントローレンス川の北側全体が『カ

ナダ』と示されている。カルチエはまたセントローレンス川を『カナダ川 rivière du Canada』と呼び、これは一六〇〇年代初頭まで使われた。

まもなく、探検家と毛皮貿易商たちは西へ、南へと開拓を進めたので、『カナダ』と呼ばれる地域は拡大した。一七〇〇年代初頭には、この名称は北米でフランスの支配する地域全域、すなわち現在の米国中西部から、南は今のルイジアナ州まで意味するようになった。

公式名称として『カナダ』が初めて使用されたのは、一七九一年にケベック州が上カナダと下カナダの二植民地に分離された時であった。一八四一年、このふたつのカナダは、再び『カナダ州 (Province of Canada)』というひとつの名称のもとに統合された。」

出典 || <http://canada.pch.gc.ca/eng/1443789176782>

(31) ジュイ条約をめぐる米国内の紛争と政党の勃興について、詳しくは拙著注18紹介書三三頁以下参照。

(32) シムコーが一九七二年二月七日に発した布告 (A Proclamation, to such as are desirous to Settle on the Lands of the Crown in the Province of Upper Canada) は、次のサイトで読むことができる。

<https://gutenberg.ca/ebooks/simcoe-proclam1792/simcoe-proclam1792-00-h-dir/simcoe-proclam1792-00-h.html>

(33) シムコーの布告に対する、一三州からの移民については、ノールズ注20引用書四五頁参照。

(34) シムコーは、当初上カナダの首都をニューワーク (Newark || 後に名称変更されて、今日では Niagara-on-the-Lake という。) に置いていたが、一七九七年にヨーク (York || 今日のトロント) に移した。

(35) 一八一二年米英戦争についての本文の記述は、様々な文献に依拠しているが、基本的には、カナディアンエンサイクロペディアの次の記述を中心としている。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/war-of-1812/>

(36) 第二次囲い込みは、英国では一般に「議会による囲込み (Parliamentary enclosure)」と呼ばれる。議会が囲込み法 (The Inclosure Act) を制定し、それに基づいて実施されたからである。当初は一七七二年に制定されたが、一八〇一年にそれが整

理統合され（そのため、この法律は特に Inclosure Consolidation Act と呼ばれることもある。）強力に実施されるようになったのである。なお、当時は Inclosure ではなく Inclosure と綴った。

- (37) 本文に使用した「土地清掃」という訳語はリチャード・キレーン著、岩井淳・伊藤早織訳『スコットランドの歴史』彩流社二〇〇二年刊一七一頁以下に準拠した。

- (38) スコットランドの土地清掃に関する引用文は、安藤光義著「スコットランドの小作農クロフター (Crofter) — 英国版「百姓」が示唆するもの —」全国農地保有合理化協会刊『土地と農業』第三四巻一〇七頁より引用。

- (39) 表1も含め、移民船に乗って北米英領、米国及びオーストラリアに向かった者の統計の出典は、次のものである。

Donald H. Akenson 'Ontario: Whatever happened to the Irish?' P88 Tabel 1

この論文は、次の書に掲記されている。

Gerald Tulchinsky "Immigration in Canada Historical Perspective" Copp Clark Longman Ltd 1994 P86

- (40) エイキンソン注39紹介論文 P89 Table 2

- (41) 上カナダの一八二八年及び一八三七年の人口については、次の資料に依っている。

"Upper Canada in the 1830s" General editor: Virginia R. Robeson; Published: Toronto, Ontario Institute for Studies in Education, 1977. P.5

- (42) 下カナダの一八二九年及び一八三〇年の移民数は、ノールズ注20引用書四一頁に依っている。

- (43) 下カナダの人口推移は、次の書による。

Elisee Reclus "The Earth and Its Inhabitants ...: British North America Paperback" New York, D. Appleton and company 1893, P.479

- (44) 表3に示したケベックへの出身別流入数の出典は次のものである。

Ronald Stagg 'The Myth of the Great Upper Canadian Emigration of 1838' "Canadian Migration Patterns from Britain and North America" edited by Barbara J. Messamore, University of Ottawa Press (International Canadian Studies Series)

2004/2, P62 Table 4. Quebec arrivals by Country of Departure 1815-24

(45) 下カナダの反乱については、様々な書に依拠しているが、中心となったのはカナディアンエンサイクロペディアである。
<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/rebellions-of-1837/>

(46) John George Lambton Durham“Lord Durham’s Report on the Affairs of British North America”（イギリス領北アメリカ問題に関するダラム卿の報告書）』Oxford Clarendon Press, 1912① Forgotten Books 復刻（2016/11/9）版三頁参照。

(47) ウェイクフィールドは、『シドニーからの手紙』等の著述で、流刑囚に労働力を頼るオーストラリアの植民を批判し、それに代わるものとして「組織的植民論（Systematic Colonization）」を提唱していた。そして、自らの理論を、ニュージーランドを舞台に、自らの手で実現しようとした。詳しくは拙稿「ニュージーランド初期憲法史」日本大学法学研究所刊『法学紀要』第五六巻（二〇一五年三月発行）一九七頁以下参照。

(48) 括弧内は、ケネディ注4引用書一七四頁より引用。

(49) 一八四一年連合法は、正式には「上下カナダ植民地を再統一する法律とカナダ政府のための法律（An Act to reunite the Provinces of Upper and Lower Canada, and for the Government of Canada, 3 & 4 Victoria, Chapter 35, Parliament of the United Kingdom）」と云ふ。

この一八四〇年連合法の原文は、次のサイトで読むことができる。

https://english.republiquelibre.org/An_Act_to_reunite_the_Provinces_of_Upper_and_Lower_Canada,_and_for_the_Government_of_Canada

(50) キングストン（Kingston）はオンタリオ州南東部に位置する都市で、オンタリオ湖の北岸にあり、セントローレンス川とリドー運河の起点に位置する交通の要衝である。米独立戦争後に難民としてカナダに流れ込んだ王党派の受け入れ地として成長し、一八二二年の米英戦争では、英海軍のオンタリオ湖分艦隊の基地となつて、米海軍と争った。

(51) シドナム卿の疑似責任内閣制についての文章は、次の書より引用した。

Roger E. Riendeau“*A Brief History of Canada*”Fitzhenry & Whiteside Ltd (2000/4/1) P. 120

- (52) ラフォンテーヌ (Louis Hippolyte Lafontaine) は下カナダ生まれで、一八三〇年に立法議会議員となった。当時はパピノの支持者であったが、一八三七年の反乱には参加せず、むしろ、英国憲法の原則を理解し、その枠内でのフランス系カナダ人の生存の手段を探る方向に努力するようになる。(出典＝Dictionary of Canadian Biography＝

http://www.biographi.ca/en/bio/la_fontaine_louis_hippolyte_9E.html

- (53) ボールドウィン (Robert Baldwin) は、彼自身はカナダ生まれであるが、祖父のロバート (同名である孫と区別するため、「移民のロバート」(Robert the emigrant)と呼ばれる。) はアイルランドから一七九九年に移民してきていた。彼の従兄弟のモーリス (Maurice Scollard Baldwin) は英国教会の司教であり、サリバン (Robert Baldwin Sullivan) はトロント市長であり、コーネル (Connell James Baldwin) は、アイルランド・カトリックの指導者であるなど、きわめて強い社会的影響力を持ち、王党派の門閥と戦う一族の一人であった。(出典＝Dictionary of Canadian Biography＝

http://www.biographi.ca/en/bio/baldwin_robert_8E.html

- (54) ラフォンテーヌ及びボールドウィンの入閣に関する記述については、リーンドウ注51引用書一二〇頁参照。

- (55) 一八四二年のイングラントからの移民の失敗については、ノールズ注20引用書六四頁参照。

- (56) 表4は、エイキンソン注39紹介論文P90 Table 3に依る。

- (57) アイルランドのジャガイモ飢饉については、次の書を参照。

山本正『図説 アイルランドの歴史』河出書房新社二〇一七年刊八四頁以降。

- (58) 暗黒の一八四七年に関する文は、佐藤郁「暗黒の一八四七年―カナダにおけるアイルランド移民受け入れ」『国際地域学研究』二〇〇六年三月号一七九頁以下より引用。

- (59) 表5は、エイキンソン注39紹介論文一〇八頁 Table 13に依る。

- (60) メトカーフの政策については、リーンドウ注51紹介書一二二頁参照。

- (61) ノヴァスコシアにおける責任政府の導入に関する文章は、リーンドウ注51紹介書一二二頁より引用。

- (62) 北米英領Ⅱ米国相互主義協定の原文は、次のサイトで読むことができる。

<https://www.collectionscanada.gc.ca/confederation/023001-7101-e.html>

(63) 一八一八年の条約の原文は、次のサイトで読むことができる。

http://avalon.law.yale.edu/19th_century/conv1818.asp

(64) ポークの過激な膨張政策に関する記述は、主として次のサイトに依存した。

<http://www.ushistory.org/us/29b.asp>

(65) 米墨戦争について、詳しくは、拙著注18紹介書八五頁参照。

(66) オレゴン条約は正式名称をTreaty between Her Majesty and the United States of America, for the Settlement of the Oregon Boundary (オレゴン境界の和解のための女王陛下と米国との間の条約) という。その原文は、次のサイトで読むことができる。

<https://www.loc.gov/law/help/us-treaties/bevans/b-gb-ust000012-0095.pdf>

(67) ダグラスについて、詳しくは次のサイトを参照。

http://www.biographi.ca/en/bio/douglas_james_10E.html

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/sir-james-douglas/>

(68) アラバマ号事件 (Alabama Claims) : 米国は、南北戦争中に、英国が中立義務に違反して、南部連合にアラバマ号、シェナンドー号など数隻の通商破壊艦を英国民間造船所が建造して提供したことにより米国が損害を受けたとして、一八六九年に、英国に対して損害賠償請求を行った。請求は、主に一八六四年にフランス沿岸で沈没するまでに、六〇隻以上の拿捕に成功したアラバマ号に焦点を当てて行われたことから、この名がある。

国際仲裁法廷は一八七二年に米国の主張を認め、英国に対し、米国に一五五〇万ドルを支払うことを命じた。これは国際仲裁における重要な前例となり、一九六九年に成立した国連条約法条約二七条の明言する国内法に対する国際法の優位原則を確立したことで有名である。なお、拙著注18紹介書一四一頁参照。

(69) ケベック決議の原文は、次のサイトで読むことができる。

<http://www.heritage.nf.ca/articles/politics/quebec-conference-resolutions.php>

(70) シャーロットタウン会議、ケベック会議及びロンドン会議については、主として次のサイトに依存して執筆している。

<https://www.collectionscanada.gc.ca/confederation/023001-2500-e.html>

(71) 一八六七年北米英領法のその原文は、次のサイトで読むことができる。これは英国議会の設けている立法に関するサイトである。

<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/Vict/30-31/3/enacted>

(72) 一八六七年北米英領法は、一九八二年カナダ憲法により、「一八六七年憲法 (Constitution Act 1867)」と改称された。しかし、本稿では、歴史的流れを紹介する意味で、一八六七年北米英領法という訳語を使用している。

(73) 一八六七年北米英領法により、カナダ自治領が誕生するが、その際に統一名称として、カナダという名称を選んだについては、注30に前示したカナダ政府のホームページが次の様なエピソードを紹介している。それによると、当初の段階では、自治領全体の名称としては、実に一三もの様々な名称が提案されていた。

「この論争は、一八六五年二月九日にトーマス・ダーシー・マクギー (Thomas D'Arcy McGee) に委ねられた。『私は新しい名称を使用しようという一ダース以上の提案を新聞で読んでいる。新しい国家の名称として、ある者はTuponiaを選択し、他の者はHochelagaを選択している。さて、私は、議員諸君に、ある爽やかな朝、目を覚まして、自分がカナダ人である代わり、Tuponia 人ないしHochelaga 人となっていることに気がいたら、どんな気分になるのか、尋ねたい。』」

後世にとつて幸いなことに、マクギーのウィットと理性、そして常識のおかげで、一八六七年、カナダ、ノヴァスコシア及びニューブランズウィックは、カナダの名の下に、『自治領 (Dominion)』となった。」

この文中に出てきたマクギーは、一八二五年アイルランドに生まれ、一八歳の時に米国に移民した。その時点では、過激なアイルランド独立派であった。しかし、カナダを訪問し、その政治風土を米国よりも好ましく思うようになり、一八五七年春にモントリオールに移住する。その年一二月に彼はモントリオール選出議員として連合カナダ議会の一員となり、連邦結成に尽力するようになる。一八六八年、彼は暗殺された。犯人は彼の政治的転向を憎んだフェミニン同盟と考えられているが、真

相は今も謎である。詳細については次のサイトを参照。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/thomas-darcy-mcgee/>

http://www.biographi.ca/en/bio/mcgee_thomas_darcy_9E.html

(74) 自治領という言葉として、Dominion が選ばれた経緯については、次のサイトを参照。

<http://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/dominion/>

(75) オタワが首都に選ばれるまでの経緯については、オタワ市のホームページが詳しい。それに依れば、女王の裁断があつた後においてすら、なかなか受け入れられなかったようである。だからこそ、北米英領法の中に明記する必要があつたのである。

<https://ottawa.ca/en/residents/arts-heritage-and-culture/city-ottawa-archives/exhibitions/virtual-exhibit-ottawa-becomes-capital>